

## 尾道市立大学後援会教育環境整備基金要項

(平成10年6月6日)

### (設置の目的)

第1条 本学の施設・設備及び教育環境の充実を図り、学術の総合的発展に寄与するため、尾道市立大学後援会教育環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立)

第2条 基金の積立は、会費の中から後援会費からの繰出金及び寄付金、その他をもってこれに充てる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によって積み立てるものとする。

- (1) 基金の管理は、会長の意を受け学長の指示のもと事務局長が行うものとする。
- (2) 基金の現状を明らかにするため台帳を備える。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度基金に積み立てるものとする。

### (基金の処分)

第5条 第1条の経費に充てるため必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の全部又は、一部を処分することができる。

### 付 則

この要項は、平成10年6月6日から施行する。

### 付 則

この要項は、平成16年5月22日から施行する。

### 付 則

この要項は、平成24年5月26日から施行する。